平成２６年（フ）第２４８号
金沢市涌波２丁目６番３号　赤坂レジデンス303号室
債務者　坂上　正章
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９７号
長野県上田市中央２丁目20番11号
債務者　布施　道子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１０６号
長野県上田市八木沢1325番地３
債務者　小木曽則男
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２７７号
岐阜県羽島市正木町新井822番地　トワ・アモール201号室
債務者　岡山　　譲（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２８０号
岐阜県瑞穂市穂積806番地４　コーポＯⅡ103号
債務者　北倉　秀樹
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２９０号
岐阜県羽島市竹鼻町2984番地１
債務者　河村かおる
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１６４号
静岡県富士宮市舟久保町28番地の１市営粟倉住宅Ａ棟26号
債務者　望月　　淳
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１１１３号
名古屋市南区道徳新町３丁目30番地　エクセレント道徳205号
債務者　髙野　仁志
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６８号
名古屋市守山区竜泉寺２丁目1021番地　レージュ竜泉203号
債務者　林　　信二
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４３号
名古屋市守山区野萩町１番11号　レオパレスプチクローバー201号
債務者　加藤　謙一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７号
三重県伊賀市上野桑町1926番地　小谷ビル302号室、前住所滋賀県湖南市若竹町22番地１　２Ａ号
債務者　小倉一美こと　ＡＮＧＥＬＯ　ＫＡＺＵＭＩ　ＯＧＵＲＡ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１１０号
大津市見世１丁目19番32号
債務者　小川　真弓（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３６号
滋賀県甲賀市水口町杣中174番地１
債務者　中村　純子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５９号
大津市浜大津３丁目２番１号　ヤマモトハイツ３－Ａ、前住所大津市茶が崎５番６－706号　サンクラン晴嵐、前々住所石川県加賀市吉崎町元塩屋村ル５番地グランツ106号室
債務者　矢次　孝成
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９４号
滋賀県草津市東草津３丁目６番26号　砂原マンション301号
債務者　林田美恵子こと　金　美恵子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０２号
大津市和邇北浜35番地
債務者　赤井　豊宜
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０３号
大津市湖城が丘15番27―207号
債務者　三田　慶子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所民事部